

沼津市放課後児童クラブ入会申込【よくある質問】

【Ver1:R8.9.1】

1. 入会申込に関する質問

【Q1】妊娠・出産により児童クラブを利用する場合、利用期間はどのようになりますか。

A. 出産予定月の3か月前から、出産日から8週を経過する日の属する月の月末までです。実際の出産日によって変更となる場合があります。

(例) 出産予定日が7月15日の場合→4月からの入会が可能(15日～利用を想定)

9月30日まで利用が可能

出産日が前後し、利用期間が変更となる場合は、運営事業者又はこども未来創造課へ必ずご連絡ください。

(例)・出産予定日が7月15日、出産日が6月3日の場合

9月30日まで利用可能→7月31日まで利用が可能

・出産予定日が7月15日、出産日が8月6日の場合

9月30日まで利用が可能→10月31日まで利用が可能

【Q2】出産後、そのまま育児休業する場合、継続して児童クラブを利用できますか？

A. 育児休業中も利用可能です。ただし、就労証明書上において「月 64 時間(1週あたり 16 時間以上)かつ原則、勤務終了時刻が 13 時 30 分以降(長期休暇期間は例外)」の要件を満たしていることが必要です。「変更届出書」から、要件の変更と育児休業中であることが分かる「就労証明書」を提出してください。

【Q3】育児休業中を入会要件として申込む場合、就労に関する利用調整の点数は採用されますか。

A. 就労状況に応じた利用調整の点数ではなく、育児休業に応じた点数を採用し、入会選考を行います。

【Q4】4月から小学校に入学予定ですが、入学する小学校が確定していません。その場合、複数の小学校区の児童クラブに申込みできますか。

A. 複数の小学校区の児童クラブに申込みすることはできません。入学する可能性の高い学校を選択してください。また、申込フォームの「備考欄」に、「入学予定校検討中」と入力してください。なお、申込み後に入学予定校が変更となった場合は、至急こども未来創造課へご連絡ください。

【Q5】3月末に引っ越し、4月から転校(入学)します。申込みはできますか。

A. 入会承認期間までに沼津市に居住する場合は、入会申込が可能です。住所入力欄には、現在の住所を入力してください。また、申込フォームの「備考欄」に「引っ越し予定」と入力してください。選考結果は電話にてご連絡させていただき、決定通知書は沼津市に引越しが完了してから送付します。引越し前に決定通知書が必要な方は運営事業者又はこども未来創造課へご連絡ください。

【Q6】申込児童と同居の 65 歳未満の祖父母の入会要件の確認は必須ですか。

A. 原則として確認が必要ですが、確認できない場合は、優先度を低く設定した上で入会選考を行います。

沼津市放課後児童クラブ入会申込【よくある質問】

【Ver1：R8.9.1】

【Q7】7・8月のみ利用したいです。4月入会申込期間に申込みできますか。
A. 申込みできません。4月入会申込期間に申込みがあった場合、選考の結果、入会承認となった場合、入会承認期間は4月から翌年3月となります。 誤って4月入会申込期間に申込み、入会承認となった場合、入会承認期間が始まる前までに「辞退届」を提出してください。提出がない場合、施設利用の有無にかかわらず、指導料等を負担していただきます。 ※休会制度はございません。
【Q8】入会期間を7月25日～8月24日といった1か月単位での利用はできますか。
A. 基本的には、児童クラブは月単位（1日から末日まで）の入会となりますが、夏休み期間に限り学校の夏休み期間に応じた利用ができ、指導料は9,000円となります。
【Q9】児童クラブを一度退会し、同じ年度内にもう一度利用が必要となった場合、どのような手続きが必要ですか。
A. 再入会をする場合は、全ての必要書類を揃えて再度申込みしてください。
【Q10】入会申込をしましたが、利用する必要がなくなりました。何か手続きは必要ですか。
A. 入会承認通知の入会承認期間が始まる前までに、「辞退届」を必ず提出してください。入会承認期間が始まった後は、退会月（最終利用月）の10日までに「退会届」を提出していただきますが、退会までは施設利用の有無にかかわらず、指導料等を負担していただきます。（遡っての提出はできません。）
【Q11】入会承認通知書が届きましたが、入会期間の変更はできますか。
A. 入会期間の変更は原則できません。（妊娠・出産による入会で、出産日による利用期間の変更を除く。【Q1】参照） 入会期間の始期を遅らせたい場合は、「辞退届」を提出し、一度申込みを取り下げいただき、再度希望する利用月の申込みをしてください。なお、再度選考があります。 承認されている入会期間の終期を前倒して退会したい場合は、退会月（最終利用月）の10日までに「退会届」を提出してください。
【Q12】現在別居（又は離婚協議）中ですが、児童と同居していない父又は母の分の書類の提出は必要ですか。
A. 就労証明書等の提出は必要ありませんが、離婚協議中と（又は世帯分離をしていることが）分かる書類の提出をお願いします。申込フォームの「備考欄」に現在の状況を詳しく入力してください。
【Q13】現在、単身赴任中ですが、児童と同居していない父又は母の分の書類の提出は必要ですか。
A. 就労証明書等の提出が必要です。なお、住所は住民票上の住所を記入し、申込フォームの「備考欄」に「単身赴任中」と入力してください。

沼津市放課後児童クラブ入会申込【よくある質問】

【Ver1：R8.9.1】

2. 各書類に関する質問

【Q1】就労証明書は沼津市の保育所への申込みに使用したものを使ってよいですか。
A. 沼津市の保育所への申込みに使用した就労証明書を使用していただいて構いません。なお、 各証明書は原則発行日から3か月以内のものを提出 してください。 ただし、4月入会希望の場合のみ、保育所等の申込みに使用された就労証明書（9月発行）の写しも使用可能です。（就労状況に相違がない場合に限る。）
【Q2】これから引っ越しをする予定ですが、入会申込はどの住所を書けばよいでしょうか。
A. 住所記入欄には、現在の住所を入力してください。また、申込フォームの「備考欄」に「引っ越し予定」と入力してください。（P1：1【Q6】参照）
【Q3】必要書類に不備があった場合の再提出先はどこですか。
A. HP 上の「必要書類再提出用フォーム」で手続きしていただくか、各児童クラブに直接提出してください。
【Q4】4月当初からの入会を希望しますが、3月までの間に雇用期間が終了することが決定しており、その後の就労は未定です。今の就労先で申込みはできますか？
A. 4月以降、雇用の継続が明らかでない場合には、申込みできません。4月以降の 就労先が決まり、新しい就労先の就労証明書が準備でき次第、申込みをお願いします。
【Q5】雇用契約を更新予定ですが、就労証明書上3月までの雇用期間となっています。今の就労先で申込みはできますか？
A. 就労証明書上の「契約期間満了後の更新の有無」の欄で、「有」か「有（予定）」にチェックがあれば、申込みは可能です。また、更新が決まった時点で新しい就労証明書を提出してください。
【Q6】兄弟姉妹で同時期に入会申込する場合、まとめて申込みはできますか。
A. 同時期に入会申込をする場合であっても、全ての入会要件（就労等）を確認できる書類を準備し、 入会者全員分の申込みが必要です。 また、就労証明書等の添付資料は同じものを使用していただいて構いません。
【Q7】提出する書類は指定がありますか。
A. 看護・介護により入会申込する場合、市指定様式「介護・看護状況申告書」の提出が必要です。 就労証明書については、市の様式と同様の内容が記載されている場合は、別様式でも構いません。

沼津市放課後児童クラブ入会申込【よくある質問】

【Ver1:R8.9.1】

3. 指導料の減免に関する質問

【Q1】ひとり親家庭（児童扶養手当受給世帯）です。指導料の減免は、どのような手続きが必要ですか。
A. 入会申込時に、申込フォームの「児童扶養手当を受給していますか？」の項目で「はい」を選択し、児童扶養手当証書に記載された「証書番号」を入力してください。
【Q2】児童扶養手当受給者のため指導料の減免を受けていましたが、年度途中で対象世帯に該当しなくなりました。どのような手続きが必要ですか。
A. まずは利用する児童クラブに連絡してください。「変更届出書」で児童扶養手当受給について減免対象ではなくなったことを申し出てください。
【Q3】11月の児童扶養手当の更新で、全部支給停止から全部支給（又は一部支給停止）に変更となりました。指導料の減免は受けられますか。
A. 児童扶養手当受給の確認ができれば、減免対象となります。お手元に児童扶養手当証書が届いたら、速やかに利用する児童クラブに連絡し、「変更届出書」で児童扶養手当受給について減免対象となったことを申し出てください。
【Q4】兄弟が同時に利用していないと、同一生計内の第2子以降の児童対象の減免は受けられないですか。
A. 同時利用に関わらず、同一生計内の第2子以降であれば減免対象となります。ただし、単に生まれた順で減免対象になるわけではないので、被扶養者ではない兄弟を第1子として減免することはできません。
【Q5】自宅外で生活する大学生のきょうだいを第1子、申込児童を第2子として減免できますか。
A. 保護者の被扶養者となっていれば、減免対象です。

4. 入会不承認に関する質問

【Q1】入会不承認となりましたが、児童クラブに空きが出たらすぐに利用することができますか。
A. 入会不承認になった場合、申込みの小学校区の児童クラブで退会者等が出た場合は、再度選考の対象となります。選考の結果、 <u>承認となった場合のみ、入会承認通知でお知らせします。</u>
【Q2】入会不承認となり、再選考を待っていましたが、利用する必要がなくなりました。手続きは必要ですか。
A. 「辞退届」をオンラインで提出するか、各児童クラブに提出してください。